

謝金に関する規程

一般社団法人
発達精神医学・心理学研究会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人発達精神医学・心理学研究会（以下「この法人」という。）の研究等への調査協力者及び外部講師の謝金並びに旅費に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査協力者とは、この法人の目的である研究等への協力する者をいう。
- (2) 外部講師とは、この法人が主催する講演会等の外部の組織・団体から派遣され、又は、この法人から講師を依頼された者をいう。

(謝金の支払い)

第3条 この法人は、調査協力者並びに外部講師に対して、謝金を支払うこととする。

(調査協力者への謝金)

第4条 この法人は、調査協力者に対して質問紙法又は面接による調査を行った際の謝金の額は、研究費等の管理団体の規定に従う。

3 研究費等の管理団体の規定がない場合は、神奈川県 lowest賃金額を下限とし、精神的な負担分も加味して別表1に定める額を上限とする。

(外部講師への謝金)

第5条 この法人は、外部講師の所属する組織・団体に規定がある場合、原則としてそれに従い支払うものとする。その場合であっても別表2の上限を超えないものとする。

2 外部講師の所属する組織・団体に規定がない場合、あるいはこの法人が講師を依頼した場合は、別表2の区分に従い支払うものとする。

(旅費の実費支払い)

第6条 調査協力者及び外部講師の旅費は、原則実費を支払うものとする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、出発地を起点とし、合理的な最短経路によって計算する。

(宿泊費)

第8条 宿泊費を支出する必要がある場合は、別表3の上限まで実費分を支払うものとする。

(旅費の支払い)

第9条 旅費は精算により支払うこととする。

付則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

令和6年10月1日 改訂

令和7年10月1日 改訂

令和8年8月27日 改訂

(別表 1)

調査協力者	時間単価	備考
一組の親子	(下限額) 神奈川県最低賃金額 (上限額) 2, 0 0 0 円	R 5 参考：神奈川県 最低賃金 1, 2 7 9 円

(別表 2)

区分	要件	時間単価	備考
1	全国的に著名かつ多くの 集客が見込まれると 判断される講師	1 0, 0 0 0 円以上 (一日 1 0 0, 0 0 0 円上限)	
2	著名な大学教授、弁護士、 研究者、評論家、音楽家等 の講師、アナウンサー	5, 0 0 0 円以上 (一日 5 0, 0 0 0 円上限)	
3	上記以外の講師	2, 5 0 0 円以上 (一日 3 0, 0 0 0 円上限)	

(別表 3)

宿泊費の上限	備考
一泊 2 0, 0 0 0 円上限	※参考(東京ホテル会 調べ)令和 6 年 1 2 月 期東京都ホテル平均宿 泊料金(ADR19, 028円)